

公立大学法人大分県立看護科学大学中期目標

第1 目的

公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）は、大分県における看護学の拠点として大学を設置し、及び管理することにより、看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請に応えることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献することを目的とする。

この目的を実現するため、法人の基本的な目標及び業務運営に関する目標を定める。

第2 法人の基本的目標

1 教育

生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力と豊かな人間性を持ち、自律的に判断し、及び実践的に問題を解決する能力を備えた看護職者を育成する。

2 研究

看護学の基礎的な知見を生み出す研究に加えて、社会に直接還元できる成果を目指した研究を推進し、国際的なレベルの研究成果を創出する。

3 社会貢献

看護職者及び地域社会のニーズに応じた取組を行い、関係団体との連携・協働による開かれた大学を目指すとともに、看護学教育研究拠点として社会に貢献できる大学を目指す。

4 組織運営

適切な組織・人事体制の下で、経営及び財政の適正化と効率化を図る。

また、適切な点検・評価体制の充実を図り、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。

第3 業務運営に関する目標

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学部及び研究科を置く。

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育

ア 教育の内容及び到達目標

看護の対象となる生物学的なヒトから社会で生活する人間までを総合的に理解する能力

と豊かな人間性を養い、専門職として自律的に判断し、課題を解決する能力を持った人材を育成する。これらの教育を通して、看護学の発展・向上に貢献するとともに地域医療に貢献する。

(ア) 学部教育

4年間の看護師基礎教育のモデルの評価・改善

養護教諭(一種免許)養成課程の評価・改善

(イ) 大学院教育

保健師及び助産師の基礎教育のモデルを確立

卒業後、地域においてリーダーとなる専門性の高い看護人材(看護師、保健師、助産師及びNP(ナースプラクティショナー))の養成

専門領域の教育を教授し、及び研究できる人材の育成

イ 教育の実施体制

教育機能を強化し、より効果的で魅力ある教育を推進するために、教育効果を適切に評価し、学生の学習方法及び授業方法にフィードバックする。また、本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性を社会に周知し、多くの意欲のある優秀な学生を確保していくために積極的な活動を行う。

同時に、必要な教育環境を整備する。

ウ 学生等への支援

学生の自己学習能力を高めるための支援、生活及び健康管理の支援並びに就職支援の体制の充実を図るほか県内就職の推進や卒業生のUターンへの支援などについても取り組む。

(2) 研究

ア 研究の方向

看護学研究機関として、保健、医療及び福祉の分野における基礎的な研究に加えて、社会的・地域的要請の高い課題に対する多様な研究活動を推進できるプロジェクト研究を積極的に設け、質の高い研究成果を目指す。

イ 研究の実施体制

国際的又は地域的な共同研究を推進し、研究成果を国際会議や学内外の報告会等を利用して積極的に社会に発信する体制を構築する。

(3) 社会貢献

ア 地域社会への貢献

大分県内の看護職者の資質向上のための教育及び研究を支援し、地域の看護学教育研究拠点としての役割を担う。卒業生及び修了生との連携や継続教育の実施を通して、地域の保健、医療及び福祉への貢献を目指す。また、高まる看護需要に応えられるよう、質の高い看護職者を県内に輩出するとともに、行政機関や各種団体と連携し、健康長寿の社会づくりの推進に寄与する。

イ 国際交流の推進

教育・研究における国際交流及び国際協力を促進するとともに、国外からの研修生や留学

生を積極的に受け入れ、学生の国際的な視野を育成する。

ウ 産学官連携の充実強化

主体的及び組織的に産学官連携に取り組むことで、研究成果等の社会還元を進めるとともに、実践に根ざした独創性のある人材を育成する。

3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 運営体制

理事長のリーダーシップの下に、弾力的かつ機動的な運営を行うことにより、法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するとともに、学外から登用する役員や委員の意見を積極的に受け入れ、地域に開かれた大学運営を推進する。

事務処理の合理化及び簡素化を図るため、事務局の組織体制及び事務処理体制を継続的に検討し、改善を図る。

(2) 人事・労務管理の適正化

教育研究組織及び事務局組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保するとともに、教職員の能力向上、健康の保持増進及び組織の活性化を図る。

業務に対する教職員の意識・意欲及び能力を高めるため、教職員の評価制度について継続して改善・充実を図り、活用について検討する。

4 財務内容の改善に関する目標

(1) 自己収入及び外部資金の獲得

経営の安定化を図るため、授業料等の学生納付金及び公開講座講習料等の受益者負担金については、適正な金額を定め、確実に収入する。また、教員の研究費等外部資金を獲得するための体制を充実させ、大学全体で取り組む。

(2) 経費の効率化

経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに、教職員のコスト意識を高め、法人運営費の効率的な執行に努める。

(3) 資産の適正管理及び有効活用

法人の資産を適正に管理・運用するとともに、大学の施設・設備を有効に活用し、地域社会への貢献を図る。

大学や研究者が保有する知的財産を活用し、学術研究の発展及び社会生活の向上に貢献する。

5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 自己点検及び自己評価の充実

教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況について、毎年度自己点検及び自己評価を行い、併せて第三者評価を受ける。また、それらの結果を公表するとともに、大学の活動及

び組織運営の改善のために活用する。

(2) 情報公開や情報発信の推進

公立大学法人として、県民をはじめ社会への説明責任を果たし、大学の活動に対する県民の理解や参加を求めるために、大学の教育研究活動・社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報を積極的に公開するとともに、効果的な情報発信に努める。

6 その他業務運営に関する重要目標

(1) 施設・設備の整備と活用

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、中長期的な視点による計画的な施設・設備の整備と活用を図る。

(2) 大学の危機管理

学内における事故や犯罪及び災害の発生を未然に防止し、安全・安心な教育研究環境を実現するために、安全衛生管理体制及び防災・防犯体制の充実・強化を図る。

同時に、災害時の危機管理体制の整備に努める。

(3) 人権尊重の推進

学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントを防止するための取組を推進する。

(4) 情報管理の徹底

大学が保有する情報を適正に管理する。

別表

学 部	看護学部
研究科	看護学研究科